第二条第一号	第二条	附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条
第二条第二号	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第二十四条第一項の規定による読替え後のもの	昭和六十年改正法（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十四条第一項の規定により読み替えられた規定をいう。以下同じ。）第二十四条第一項の規定にあつては同項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定により読み替えられたものとする。
第二条第五号	国家公務員共済組合法施行令	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令

第二十四条第二項の表第四十三条の項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第六項まで」に、「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一条第二項	国家公務員共済組合の組合員	厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二十一条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第二十二条第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項第一号に規定する適用事業所（以下この項において「適用事業所」という。）に引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等の適用事業所に使用される者（平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付の受給権者を除く。）（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）
	組合員である間	厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）

4　平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付のうち昭和六十年国共済改正法附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。次項において「昭和六十年改正前昭和五十八年統合法」という。）附則第二十七条第三項の規定の適用を受けるものについて、平成八年改正法附則第十六条第八項の規定により昭和六十年国共済改正法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十一条第三項及び第四項	国家公務員共済組合の組合員	厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）
	組合員である間	厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間
	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第九十一条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第九十六条	組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間
第九十八条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第百三条	が組合員期間	が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間（以下「旧適用法人施行日前期間」という。）
	組合員期間の年数が	旧適用法人施行日前期間の年数が
第百四条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第百十一条第一項	組合員又は組合員であった者	旧適用法人施行日前期間を有する者
第百十二条	組合員期間	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間

附則第五十七条の二第一項	、退職年金又は減額	、附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下この条から第五十七条の四までにおいて「改正前昭和五十八年統合法」という。）附則第二十七条第三項の規定により控除する前の移行年金（以下この条において「控除前移行退職年金等」という。）
	当該退職年金又は減額	当該控除前移行退職年金等
	退職年金	